

静岡わさび農業遺産推進協議会賛助会員規程

(目的)

第1条 静岡わさび農業遺産推進協議会規約（以下、「規約」という。）第3条第4項に定める組織の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 静岡わさび農業遺産推進協議会（以下、「協議会」という。）の趣旨に賛同し、協議会の活動を支援する個人事業者、法人及び団体等で、かつ年会費を納入するものとする。

(入会)

第3条 協議会に賛助会員として入会を希望する場合は、別に定める入会申請書を協議会長に提出し、協議会長の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 賛助会員は、賛助会費として年会費を支払うものとする。

- 2 賛助会員の年会費は、1口5,000円、1口以上とする。
- 3 賛助会費は、毎年6月末日までに当年度分を納入するものとする。
- 4 年度途中に入会する場合は、入会申請と同時に納入するものとする。
- 5 既納の賛助会費は、返還しないものとする。

(報告)

第5条 協議会は、賛助会員に対し定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

(退会)

第6条 賛助会員が退会を希望する場合は、別に定める退会申請書を協議会長に提出し、協議会長の承認を得なければならない。

(除名)

第7条 協議会長は、協議会の目的に反した行為又は反社会的活動を行ったと認められる賛助会員に、退会を命ずることができる。

(特典)

第8条 賛助会員は、以下の特典を利用することができる。

(1) 「静岡水わさび」ロゴマークの使用

- ・『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク使用基準』（以下、「ロゴマーク使用基準」という。）を満たす広報を目的とした制作物や媒体等にロゴマークを使用できる。
- ・ロゴマークを販売目的で使用する場合は、ロゴマーク使用基準第2条第1項に定め

る使用申請を行うものとする。

- ・食品に使用する場合は、『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」認定制度実施要領』第6条に定める認定申請を行うものとする。

(2) 協議会の運営するホームページへのリンク

(その他)

第9条

この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

1 この要領は令和元年5月31日から施行する。

別紙様式 1

静岡わさび農業遺産推進協議会賛助会員入会申請書

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

所在地
名 称
代表者

印

静岡わさび農業遺産推進協議会の趣旨に賛同し、下記のとおり賛助会員として入会することを申請します。

申 込 日	年 月 日			
フリガナ				
事業者名				
業 種				
年会費	口	円		
U R L	※協議会ホームページから貴社へのリンクを希望されない場合は、記入不要です。			
担 当 者	所 属		氏 名	
	電話番号		E - M A I L	

別紙様式2

静岡わさび農業遺産推進協議会賛助会員退会申請書

年 月 日

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

所在地
名 称
代表者

印

静岡わさび農業遺産推進協議会賛助会員を退会したく、下記のとおり申請します。

退会希望日	年 月 日			
フリガナ				
事業者名				
退会理由				
担当者	所 属		氏 名	
	電話番号		E-MAIL	